

## 町職員の懲戒処分の公表について

本年10月20日に公表しました産業振興課における不適正な事務処理について、下記のとおり、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 事案の概要

令和4年5月から令和6年11月に申出のあった農業振興地域整備計画変更手続き（農振除外）を未処理のまま放置し、または、その一部について農業振興地域の整備に関する法律に基づく適正な手続きを経ないまま、農振除外完了通知書を発出していた。さらに、その通知がなされた申出地の一部について、農地転用案件として農業委員会に諮った。

#### 2. 処分年月日

令和7年11月26日

#### 3. 処分内容

##### (1) 本人の処分

###### ア 被処分者及び処分の内容

産業振興課 一般事務職（40歳代、男性） 停職6か月

###### イ 理由

地方公務員法に規定する以下の懲戒処分理由に該当するため。

・法令違反

・職務上の義務違反

・全体の奉仕者としてふさわしくない非行

##### (2) 管理監督者の処分

###### ア 対象者及び内容

産業振興課 一般事務職（50歳代、男性） 減給10分の1 3か月

（令和5年度、6年度）

産業振興課 一般事務職（50歳代、男性） 戒告

（令和4年度）

###### イ 理由

所属職員に対する指導、監督の責務を十分に果たさなかつた職員に対し、

本事案に係る責任の度合いに応じて処分を行つた。

#### 4. 今後について

職員一人ひとりが、業務の適正な執行及び厳正な服務規律の確保に努め、綱紀肅正に万全を期すとともに、全体の奉仕者としての使命を改めて自覚した上で、公務員倫理の保持に努めてまいります。